

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	京丹後市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/mayoroffice/seisakukikaku/3/15959.html

執行機関名 京丹後市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	京丹後市重度心身障害老人健康管理事業給付金支給要綱(平成16年京丹後市告示第51号)による重度心身障害老人の健康管理経費への給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		京丹後市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第22の項 京丹後市重度心身障害老人健康管理事業給付金支給要綱(平成16年京丹後市告示第51号)による重度心身障害老人の健康管理経費への給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	京丹後市重度心身障害老人健康管理事業給付金支給要綱 第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害者福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 市は、 <u>重度心身障害老人の健康管理に要する経費について給付金を支給することにより、重度心身障害老人の健康を保持し、障害者福祉の向上を図るため、京丹後市補助金等交付規則(平成16年京丹後市規則第64号)及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において給付金を交付するものとする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		京丹後市重度心身障害老人健康管理事業給付金支給要綱(平成16年告示第51号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	京丹後市重度心身障害老人健康管理事業給付金支給要綱第4条第2項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	京丹後市重度心身障害老人健康管理事業給付金支給要綱第2条に規定する支給対象者の認定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	京丹後市重度心身障害老人健康管理事業給付金支給要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報